



島根県報

平成21年 4月10日 (金)

号外 第 8 9 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成19年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

2

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成19年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成21年 4 月10日

島根県監査委員 福 間 賢 造

同 大 屋 俊 弘

同 山 崎 悠 雄

同 山 川 博 司

平成 19 年度 財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>I 総 括</p> <p>(1) 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 新公益法人制度への対応について</p> <p>現行の社団法人及び財団法人は、平成 18 年 6 月 2 日に公布された新しい公益法人制度に関する法律の施行後 5 年以内に、国や県から一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するのか、公益性の認定を得て公益社団法人・公益財団法人を目指すのか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。</p> <p>今回監査した出資団体 10 のうちで関係する 1 つの社団法人と 5 つの財団法人について、新公益法人制度への対応についての準備状況を聴取したところ、全ての団体で新制度について高い関心を持っており、また新制度で必要な新公益法人会計基準についても既に導入され同基準に基づく会計及び決算処理が行われていた。</p> <p>新公益法人制度の施行は平成 20 年 12 月 1 日の予定とされているが、公益性の認定の取扱などについては、国の公益認定等委員会で平成 19 年 9 月から検討が進められている。</p> <p>については、所管課は、団体が新公益法人制度へ円滑に移行できるよう、制度の運用等に係る情報収集に努め適切に指導された。</p> <p>② 指定管理施設の危機管理について</p> <p>近年、全国の集客施設等において、人身事故や施設・設備の損壊等が相次いで発生している。1 つの重大事故の背後には 29 の軽微な事故があり、その背景には 300 もの異常があるとされている。</p> <p>不特定多数が利用する指定管理施設においては、災害や事故の際の利用者の安全を確保することが最も重要であり、事故の未然防止等を目的とした日常の安全管理対策や緊急時での対策をさらに充実させていく</p>	<p>① 新公益法人制度への対応について (総務部総務課)</p> <p>新公益法人制度については、国から提供される情報を適宜所管課を通じて公益法人へ周知した。</p> <p>また、公益法人及び公益法人所管課職員を対象とする説明会も開催した。</p> <p>・「平成 19 年 1 月 6 日公益法人制度改革に関する説明会」開催</p> <p>今後も必要に応じて説明会を開催する予定であり、説明会以外にも県のホームページや所管課を通じて新制度に関する情報を適切に提供する。</p> <p>② 指定管理施設の危機管理について (人事課)</p> <p>指定管理者において早期に危機管理マニュアルが策定されるよう、指定管理者に対して、参考となるモデル的な危機管理マニュアルを提供し、マニュアル作成を要請する。</p>

必要がある。

については、各施設で想定されるリスクを改めて抽出・分析して、日常の安全点検や緊急時での具体的な対応などを盛り込んだ危機管理マニュアルを策定するとともに、施設・設備の安全点検や定期的な訓練の実施などにより、マニュアルを一層改善・充実させ利用者の安全確保に万全を期されたい。

③ 施設管理業務の評価について

指定管理施設の適切な管理運営を図るためには、指定管理の業務についてその実績を評価して問題点や課題を明らかにし、以後の改善に活かすことが大切である。

しかしながら、指定管理に係る業務について、評価項目や評価基準などを設けて評価する仕組みが設けられていないことから、利用者の視点に立った総合的な評価は行われていなかった。また、団体から提出された事業報告書の取扱いについて、協定書に基づく承認の手続がなされていないものなどがあった。

については、団体の指定管理業務実績を客観的に評価する具体的な評価項目や評価基準などを設けて適正に評価し以後の改善に活かすとともに業務の透明性確保の観点から、その結果を施設の利用者である県民に公表されたい。

③ 施設管理業務の評価について

(人事課)

日々の業務状況をチェックする手法としては、協定で定められている各種報告があり、県としてはこの報告を基に適宜運営の改善を指示することとなっている。

しかしながら、更なる施設の適正管理及びサービス向上に資するため、指定管理者からの業務実績報告に基づき運営に関する評価を行うことを検討する。

Ⅱ 個 別

1 浜田港振興会

(しまねブランド推進課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。

<p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 定期コンテナ航路の維持について</p> <p>平成 13 年 3 月の定期航路開設以来、団体を中心にした積極的なポートセールスの展開により、取扱貨物量は年々増加してきている。</p> <p>今後とも、県、市、関係機関、民間団体との連携を一層密にして、定期航路の維持・安定のため、取扱貨物量の目標達成（1 寄港あたりコンテナ 50 本（20 フィートコンテナ換算））に努められたい。</p>	<p>① 定期コンテナ航路の維持について</p> <p>平成 19 年度実績につきましても対前年度比 139% の年間 2,106 TEU（20 フィート換算）となり、コンテナ貨物量は増加しています。開設当初の目標である 2,500 TEU 達成に向け、関係機関との連携を密にしながらポートセールスを続けて参ります。</p>
<p>2 島根県中小企業団体中央会 (経営支援課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 中小企業の多様な連携組織への支援について</p> <p>団体では今後の指導方針の方向性として、これまでの組合を中心とした組織化指導から、組合はもとより「緩やかな連携から会社組織まで」を視野に入れた中小企業の多様な連携組織に対する支援を強化することとしている。</p> <p>また、支援の内容についても、従来の組合の設立・運営を中心としたものから、中小企業連携組織支援専門機関としての専門性を発揮しつつ、経営革新や創業・新事業展開など多様化した新たな取組に対する支援を積極的に行うこととしている。</p> <p>団体が今後こうした取組への支援を効果・効率的に進めて行くためには、地域で中小企業等への支援に取り組んでいる商工会議所・商工会等と緊密な連携を図りな</p>	<p>① 中小企業の多様な連携組織への支援について</p> <p>当会が実施する事業はご指摘のように商工会議所・商工会等他の支援機関との連携を図りながら実施していくことが効果的であり、また連携を図らないと実施できない場合があります。</p> <p>そのため、当会としては特に新規事業を実施する場合等においては商工会議所、商工会連合会、しまね産業振興財団、島根県等関係機関を交えての会合を開催し、叡智を結集して実施に移しており、また、日常の支援業務においても、特に問題の大きなことについては、当地区の商工会議所、商工会の方々とともに組合、組合員等の支援を行っております。</p> <p>加えて、今年度より、中小企業の施策であります「地域力連携拠点事業」にお</p>

がら推進していくことが重要である。

については、他の商工指導団体等と一層緊密な連携を図りながら、中小企業の多様な連携組織の支援に取り組まれない。

いては、中央会も地域力連携拠点としての認定を受け、経営力向上支援（IT活用、地域資源活用、農商工連携、個別診断、環境経営支援、商業集積再生）、創業支援、事業継承の事業に取り組む計画ですが、名前が示すとおり、各支援拠点が連携することが条件となっております。

今後はより一層各支援拠点との連携が重要となってきたており、非公式な会合ではありますが、事業担当者での会合は数度開催しており、また、拠点間連携会合に当会も参画するとともに、当会が重点事業としております事業については、当会が主体的に連携会議を開催する予定としております。

3（財）島根ふれあい環境財団 2 1 （環境生活総務課）

（1）所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 事業の円滑な移行について

団体の設立から 6 年を経過し、今年度末には、団体の整理、他団体への統合が計画されている。

については、これまでの事業の成果を分析するとともに、市民活動支援における県と市町村の役割を踏まえ、今後の活動の重点化や方向性を見定めつつ、円滑な移行を図られたい。

（2）団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 事業の円滑な移行について

団体の設立から 6 年を経過し、今年度末には、団体の整理、他団体への統合が計画されている。

については、これまで団体において実施されてきた県民の社会貢献活動や環境保全活動の推進に対する各種の支援事業を総括す

① 事業の円滑な移行について

（財）島根ふれあい環境財団 2 1 は、県民が主体的に行う、NPO 活動や環境保全活動を支援するために、各種の普及啓発や講座・研修など様々な取組を行い成果を上げてきた。

当該財団は平成 20 年 3 月をもって解散し、環境保全事業は「三瓶フィールドミュージアム財団」へ、NPO 活動支援事業は「ふるさと島根定住財団」へそれぞれ引き継ぎを行ったところである。

今後は、財団統合によるスケールメリットを活かした新たな事業展開が図られるよう指導したい。

① 事業の円滑な移行について

当財団は、平成 13 年に設立以来、社会貢献活動と環境保全活動の推進に取り組んできた。

その間、県内の NPO 法人の設立認証数は 190 を越え、環境保全の自主的な活動を行う団体への助成件数も延べ 88

るとともに、様々な活動支援のノウハウ等を新たな団体に適切に引き継がりたい。

9 件にのぼるなど社会貢献活動や環境保全、地球温暖化防止への理解も深まった。

当財団は、平成 20 年 3 月末をもって解散し、環境保全事業は「三瓶フィールドミュージアム財団」が、NPO 活動支援事業は「ふるさと島根定住財団」にそれぞれ事業を継承することとし、これまでの活動が円滑に移行するよう両財団と協議を重ねながら事業引き継ぎを行った。

4 (社) 島根県林業公社

(林業課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 新たな経営計画の策定と国に対する抜本的財政支援策の働きかけについて

分収造林事業は、国において分収林特別措置法が制定されてから県の損失補償による借入金を団体の財源として進められ、更に管理に要する経費も同じように借入金を財源としているために、団体の債務は増大し続けている。

また、平成 14 年度に団体が行った収支予測によると、将来の伐採時に見込まれる木材販売の収入だけでは県や農林漁業金融公庫等からの多額の借入金を償還することが困難とされ、更に、県の貸付残高も別表のとおり増え続ける状況にある。

このため、団体の収支不足が将来生じた場合においては、県はこれを負担せざるを得ないという深刻な事態が想定される。

ついでに、県は、現在取り組まれている経営改善策や事業を精査され、団体が策定を予定している次期経営計画が、着実に経営の改善を図るものとなるようその策定を支援されたい。

また、森林は水源涵養や地球温暖化防止に役立つなど多様な価値をもつ貴重な財産でもあることから、他の公共団体と一体となって国に対し、分収造林事業への抜本的財政支援策を講ずるよう働きかけられた

① 新たな経営計画の策定と国に対する抜本的財政支援策の働きかけについて

林業公社の次期経営計画（H21～H30 年）について検討するため、林業関係者及び財務に詳しい有識者等による「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を公社と共同で設置し、平成 20 年 5 月 28 日に初会合を行った。現在取り組んでいる「第二次島根県林業公社経営計画」（H16～H25）の前半期（H16～H20 年度）の経営改善策や事業を精査するとともに、新たな方策も検討し、林業公社の経営の改善が着実に図れる次期計画となるよう支援していく。

平成 20 年度の重点活動として「林業公社の経営安定化に対する支援について」要望を行った。

また、全国の関係都道府県で組織する「森林整備法人全国協議会」及び「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の 2 団体を通じて、政策提言を実施する予定である。

い。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の経営について

分収造林事業については、県の損失補償による借入金に大半を依存して進められ、更に管理経費の増嵩などにより団体の債務は増大し続けている。また、木材価格の低迷などで厳しい経営環境が続いており、団体においては分収造林の長伐期化、高金利借入金の借換え等がなされている。

しかし、現在の経営計画では将来の伐採時に見込まれる木材販売の収入だけでは県や農林漁業金融公庫等からの多額の借入金（平成 18 年度末借入元金の状況は、別表のとおり）を償還することが困難とされている。

については、平成 20 年度に策定することとされている次期経営計画の策定にあたっては、抜本的なコスト削減を図るものとし、現在の経営計画の徹底した分析・評価を行うとともに、適正な資産評価のもとに的確な収支予測を行い、着実な経営改善につながるものとされたい。

また、団体の日々の運営においても、例えば事務費をはじめとするコストの削減に努めるなど、経営感覚をもって効率化を進められたい。

なお、団体は公益法人としての社会的責任を有し、また、県から大きな財政支援を受けていることから、県民に対し団体の経営内容や事業活動について、十分な情報開示を行われたい。

① 団体の経営について

林業公社では、木材価格の長期低落等から経営環境が厳しさを増す中、平成 16 年度に「第二次林業公社経営計画（H16～H25）」策定し、当初予想された収支見込額▲643 億円を平成 20 年度までに▲292 億円とすることとし、351 億円（歳出減 271 億円、収入増 80 億円）の債務圧縮を図ることを目的に、「分収契約の見直し」「利息負担の軽減」「森林整備コストの削減と収入の確保」「組織と経営の合理化」「県民理解の醸成活動」など様々な対策に取り組んで参りました。

これらの取り組みの結果、平成 20 年度末における歳出削減の効果見込額は 290 億円と試算され、歳出削減については目標を上回ることが可能であると見込まれますが、一方で、木材価格が下落していることから、H19 年 3 月の山元立木価格により長期収支を試算すると▲438 億円となり、目標の達成は困難な見通しとなりました。

次期経営計画の策定にあたっては、外部の有識者を委員とする「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を県と共同で設置し、委員会からの報告を基に計画を策定する予定としております。

5 月 28 日に検討会の初会合を開催し、第二次経営計画の進捗状況等について報告しております。今後は 10 月までに 3 回～4 回の検討会を開催することとなり「森林整備の方向性と公社の役割」「財務改善の方策」等について検討を進め、次期経営計画に対する意見を報告して頂く予定となっております。

森林整備事業に係る直接事業費については、平成 16 年度からその都度、積算単価や作業工程の見直しを行っており、

平成 15 年度と比較して 13%～58% 縮減しております。今後も、不断の見直しを行い費用効果を考慮した事業実施に努めます。

人件費及び事務経費等の事務局経費については、平成 15 年度と比較して 20% 縮減しておりますが、今後の人員体制については、次期経営計画の着実な推進に必要な業務量を勘案し体制を検討する必要があると考えております。

事務経費の縮減については、引き続き、県の財政健全化基本方針に沿って縮減に努めます。

林業公社ではGISを活用したホームページにより、「分収造林契約地の地図情報と施業履歴」「財務諸表と経営計画の進捗状況」「経営評価報告書」等の開示を行っております。

今後も積極的な情報開示に努めたいと考えております。

林業公社は公益性の認定を得て公益社団法人を目指すこととしており、新制度に必要な新公益法人会計基準についても平成 19 年度から導入し会計処理を行っております。

今後も新公益法人制度に関する各種研修や講習会に参加し、新法人への移行準備を進めたいと考えております。

措置状況

買い取りを含む分譲残地の取り扱いについては、財政的要因により合意には至っていないが、現在、次の観点から協議を継続しているところである。

- ① 買い取りの方法（買い取り期限・段階的な買い取りの方策など）
- ② 借入利息負担のあり方
- ③ 分譲促進策

5 島根県信用保証協会

(経営支援課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 保証料の弾力化への対応について

団体の保証料は従来、融資する中小企業者間で一定だったものが、責任共有制度の導入を前提に、平成 19 年 4 月 1 日から中小企業者の経営状況に応じ、弾力化した保証料体系が適用されたところである。

この弾力化した保証料は、融資を希望する中小企業者の決算書などの 3 年分程度のデータをシステムに入力の上、経済産業省令等で定める保険事故の発生率に応じて保証料を団体が決定するものである。

この保証料の中から、団体が中小企業金融公庫に対し保証料に応じた保険料を納めることとなるが、会計検査院ではこの保険料を間違えて決定される事例について全国的に指摘されたところである。

保証料の決定については、中小企業者間でこれまで一定であった保証料が保険事故の発生率によって異なり、また、新しい制度が導入されて間もないことから、チェック体制などに十分留意して対応されたい。

① 保証料の弾力化への対応について

当協会におきましては、保証料弾力化への対応といたしましては

- ・職員に対し、適切な事務処理徹底について文書通知するとともに、内部会議開催の都度、注意喚起を行った。
- ・審査本部が現課を訪問し、決算書のシステム入力時に人的ミスが発生しないよう注意喚起メッセージが画面表示されるなどの改善を実施。

等を講じております。

今後におきましても、事務処理の改善等に取り組み、違算防止に留意して参ります。

6 島根県土地開発公社

(企業立地課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進について

益田拠点工業団地は分譲面積 43.3 ha に対して分譲済面積 12.8 ha (リース面積 1.2 ha を含む) で、分譲率は 29.6% に留まっている。

また、ソフトビジネスパーク島根は分譲面積 26.2 ha に対して分譲済面積 5.9 ha (リース面積 3.1 ha を含む) で、分譲率は 22.8% に留まっている。

① 益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進について

ソフトビジネスパーク島根については、新たに 0.5 ha が分譲 (リース面積 0.2 ha を含む) されたこと等により、平成 20 年 5 月末現在、分譲率は 26.5% となっている。

両団地の早期分譲に向けて、地元市等との連携を一層密にし、企業立地促進法の指定業種等を対象とした誘致活動に取

<p>については、企業立地促進法に基づき平成 19 年 12 月に国から同意を受けた「島根県の企業立地促進基本計画」に定める IT 関連産業、機械金属産業、食品関連産業や島根県産業振興プログラム重点領域の環境・エネルギー関連産業などしまね産業活性化戦略会議で定められた指定誘導業種について重点的に企業誘致を行うとともに、今後とも益田市・松江市と積極的な誘致活動を展開し、分譲の促進に努められたい。</p> <p>(2) 団体 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p>	<p>り組んでいるところである。 なお、一層の分譲促進を図るため、本年度から次の取り組みを講じている。</p> <p>① 企業誘致専門員制度（※）の拡充によるこれら指定業種等に関する情報収集力の強化。</p> <p>② 誘致対象業種の新規追加。 ・益田拠点工業団地 不動産賃貸業およびサービス業（製造業支援サービス業） ・ソフトビジネスパーク島根 不動産賃貸業</p> <p>③ ワンストップサービス体制の構築（企業立地課に担当グループを新設）</p> <p>④ 企業誘致スタッフの増強による企業訪問・情報収集機能の強化</p> <p>(※) 新規企業開拓に当たる外部人材の活用制度</p>
<p>7 (財) 島根県暴力追放県民センター (組織犯罪対策課)</p> <p>(1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>(2) 団体 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 ① 団体の認知度の向上について 団体の役割の一つとして、県民が暴力事件等に遭遇した場合に気軽に相談にのるといいう業務があるが、相談機関としての存在が十分に認知されていないこともあり、相談件数はここ 5 年間は横ばいとなっている。また、団体の認知度を高めて賛助会員</p>	<p>① 団体の認知度向上について ○ 当財団のホームページと法テラスのホームページのリンクを図った。 ○ 県民大会開催周知のために、集中的にスポット放映を実施した。 ○ 機関誌、パンフレット、ポスター等約 25,000 部を作成配布した。</p>

<p>の拡大を進めることは、会費収入の増加による経営の安定、事業の拡大にもつながるものである。</p> <p>団体においては、インターネットのホームページの活用、「協会だより」の発行などの広報活動を行っているが、さらにキャンペーン活動の実施やマスコミ等を通じて積極的に広報を行い、団体の認知度を高めることにより、相談機会の増加及び賛助会員の拡大に取り組みきたい。</p> <p>② 役員会における本人出席率の向上について</p> <p>平成 18 年度における評議員会及び理事会の役員の本人出席率は平均 37% と低いものとなっている。暴力追放活動を県民総参加の運動とするためには、より多くの役員が出席して幅広い立場から議論することが重要である。</p> <p>ついては、役員会における本人出席率が向上するよう取り組まれない。</p>	<p>○ 企業、行政機関などの幹部クラスを対象に不当要求防止責任者講習の受講を広く呼びかけるとともに、受講した責任者との連携のもと、責任者では対応に苦慮する重要な案件処理に介入して解決を図り、もって当財団の存在感を高めている。</p> <p>○ 不況の影響を受け、倒産による賛助会員の退会も続発しているが、現在、新規会員の獲得に向け、鋭意努力しているところである。</p> <p>② 役員会における出席率の向上について</p> <p>役員本人が出席可能な開催時期を検討するとともに、役員の見直し等により、本人出席率の向上に努めているところである。</p>
<p>8 (財) しまね海洋館 (地域政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 修繕の取扱いについて</p> <p>協定書第 17 条に規定されている修繕等の費用負担について、県で行うこととしている 1 件 10 万円を超える修繕の一部が指定管理者の負担で実施されていた。</p> <p>ついては、県と指定管理者の役割分担を踏まえ、十分な連絡・調整を図るとともに修繕の実施状況の把握や実施に遺漏が生じないように留意されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>① 修繕の取扱いについて</p> <p>10 万円を超える修繕については、事前協議を徹底することとします。</p>

9 (社) 島根県文化振興財団

(文化国際課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 芸術文化センターの指定管理について
芸術文化センターは美術館と芸術劇場の二つの施設から成っており、美術館の企画・展示業務を県職員が行っており、それを除いた部分の全てが指定管理の対象となっている。

今のところ、業務分担で特に問題となっていることはない。ただ、美術館の企画展の前売り券の販売業務及び広報は指定管理業務となっているが、美術館の観覧料は団体の収入ではなく県の収入となっている。そのため、販売や広報に努力をして入館者が増加しても指定管理者の収入増に結びつかないという仕組みとなっている。

については、団体の努力が収入の増加に反映できるような指定管理の方法について検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体ホームページの適切な更新について

団体は島根県情報公開条例第 35 条に規定する法人に指定されており、積極的な情報公開が求められているが、団体のホームページに掲載されている経営評価報告書等が適切に更新されていない。団体の現状を明らかにするため、最新の情報を公開するように努められたい。

① 芸術文化センターの指定管理について

次期指定管理者見直しの際には、団体の努力が団体の収入に反映できるような仕組みの導入について検討する。

① 団体ホームページの適切な更新について

今後は、適切にホームページを更新し、最新の情報を公開するように努める。

1 0 島根県住宅供給公社

(建築住宅課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

① 料金収納における領収書の取り扱いについて

・県営住宅駐車場の使用料の書き損じの領収書について、本書、控えともに「書損」と朱書きし、領収書綴りに残しておくべきところを、その本書が残されていないものが 1 件あった。(西部事務所)

・県営住宅駐車場の使用料の領収書(複写式)について、残された控えに納入者の指名や納入金の内容等は記載されているが、金額(総額)が記入されていないものが 2 件あった。(西部事務所)

① 料金収納における領収書の取り扱いについて

・書き損じがないよう、慎重に記載することはもとより、書き損じた場合は、本書、控えともに朱書きし、領収証書に残しておきます。

・領収書に記載すべき項目については、遺漏なき様記載し、領収書の確認者(複数人)の押印、確認日を記載し、領収証書を保管します。

1 1 (NPO) 国際交流フラワー 2 1

(農畜産振興課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 施設への誘導について

施設へのアクセス道路は国道 9 号や国道 184 号からが主体であるが、誘導の看板はあるものの分かりづらい状況となっている。また、簸川南広域農道からもアクセス可能であるが誘導看板は設置されていない。平成 21 年度中には山陰自動車道の出雲インターチェンジ(仮称)からのアクセスも可能となる。

については、分かりやすい表示や誘導看板の設置について、関係機関と協議を進められたい。

① 施設への誘導について

施設への誘導看板設置や分かりやすい表示について、関係機関と協議を行った結果、以下のとおり対応する。

[国道 9 号からの誘導について]

国道 9 号からの誘導については、4 月に国土交通省松江国道事務所と協議を行った結果、山陰自動車道出雲 IC(仮称)の共用に伴う整備工事にあわせて、平成 21 年度中に案内看板を移設する予定。

[国道 184 号及び簸川南広域農道からの誘導について]

重要なアクセラートを見極め、必要な誘導方法(案内看板の増設、ホームペー

<p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>ジのアクセスマップの改善等) を検討するため、アクセスマップ調査を実施する予定。</p> <p>調査時期：7～8月</p> <p>調査対象：平日の中年層、夏休み期間中の家族連れ等多様な客層を想定</p> <p>調査方法：アンケート式または聞き取り式</p> <p>〔山陰自動車道出雲 I C (仮称) からの誘導について〕</p> <p>平成 21 年度の山陰自動車道出雲 I C (仮称) の共用に伴うアクセスについては、県道出雲インター線の整備にあわせ、案内看板の設置について、今後、出雲県土整備事務所との協議を行う予定。</p>
<p>1 2 (財) ホシザキグリーン財団 (水産課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 施設・設備の管理について</p> <p>施設のメンテナンスを行うための地下ピットに滞水が発生し、施設・設備の管理業務に大きな支障を生ずるおそれがある。施設設置者として、早急に原因を調査のうえ適切な対処を行い、施設の保全を図らねばならない。</p> <p>また、展示機器の長期故障や管理機器の老朽化など運営上放置できない設備面での問題が生じているので、来場者へのサービスが低下しないよう配慮されたい。</p>	<p>① 施設・設備の管理について</p> <p>地下ピットの滞水については、開館した平成 13 年度以降顕在化していたため、随時、排水ポンプ設置工事、コンクリート板施設工事等を実施してきた。また、平成 19 年度には滞水の原因を確認したところ、床盤と縦壁の接合部分及びひび割れ部からの漏水が確認された。これを受け部分的な漏水対策を施工したところである。今後とも地下ピット漏水について、効果・効率的な対策工事を検討するとともに、早急に施設の保全を行っていく。</p> <p>また、展示機器設備の故障や老朽化については、指定管理者と十分に連携しな</p>

<p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。</p>	<p>がら、平成 20 年度より短期・長期 2 種類の保全計画を設定し、保全対策を行っているところである。施設運営に影響を及ぼすことのないよう、計画的な設備機器の修繕・更新に努めていきたい。</p>
<p>1 3 (財) 島根県体育協会</p> <p style="text-align: center;">(保健体育課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 修繕の取り扱いについて</p> <p>協定書第 19 条に規定されている修繕等の費用負担について、県で行うこととしている 1 件 10 万円を超える修繕の一部が指定管理者の負担で実施されていた。</p> <p>については、協定書における県と指定管理者の役割分担を踏まえ、十分な連絡・調整を図るとともに、修繕の実施状況把握や実施に遺漏が生じないように留意されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているとものと認めた。</p>	<p>① 修繕の取り扱いについて</p> <p>これまで、10 万円以上の修繕に関しては、指定管理者と協議のうえ修繕計画を策定するなど計画的な実施に努めてきたところであるが、計画策定後に発生した修繕等に関しては、指定管理者がその負担により実施したのものもあった。</p> <p>今後は、指定管理者と連絡・調整を密にし、計画的な修繕ができるように努める。</p>